

平野区区政会議委員公募手続事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平野区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、令和7年10月1日を任期の始期とする平野区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次の各号のとおりとする。

(1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等（以下「区民等」という。）であること

(2) 令和7年10月1日時点で満18歳以上の方

2 ただし、前項の応募資格において次の各号の該当者は除くものとする。

(1) 大阪市暴力団排除条例で定める暴力団員又は暴力団密接関係者

(2) 国または地方公共団体の議員又はこれに立候補している方

(3) 本市職員又は本市の他の審議会等の委員等である方

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者など、区長が不適切と認める者

(募集人数)

第3条 募集人数は4人程度とする。ただし、選考の結果によっては、募集人数に満たない人数のみを委員として選定することがある。

(公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。

2 応募者に対しては、次の提出物を求めるものとする。

(1) 申込書（申込者の氏名・住所・電話番号・生年月日・応募理由等を記載したもの）（様式1）

(2) 「わたしが考える区政の課題」についての作文（様式2）

3 前項の提出物については返却しない。

(選考を行う者及び選考の方法)

第5条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、次に掲げる者が行う。

(1) 平野区長

(2) 平野区副区長

(3) 政策推進課長

(4) 外部有識者

2 選考の方法は、提出書類の審査とする。

(選考結果の通知)

第6条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

附 則 この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年7月31日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年7月31日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年7月31日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年8月1日から施行する。